

全国一斉！法務局休日相談所

みなさまの心配ごと、困りごと…法務局でお受けします！！

日時

平成30年 **10月7日** (日)
午前10時から午後3時まで

会場

【福岡会場】 福岡法務局本局
【久留米会場】 福岡法務局久留米支局
【北九州会場】 福岡法務局北九州支局



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

予約・お問合せ先

事前予約優先

【福岡会場】 092-721-9383
【久留米会場】 0942-39-2121
【北九州会場】 093-561-3542

相談無料

※予約期間：平成30年9月3日から10月5日(金)まで
午前9時から午後5時まで

相続登記は大切な手続です。この機会に、ご相談を！！

そのほかにも…

- ・戸籍がないので手続をしたい！
- ・公正証書って？
- ・ローン返済後の手続は？
- ・お隣さんとの境界は？
- ・人権(悩みごと)について相談したい！

などなど、当日はご予約の上、各会場にお越しください！！

協力：福岡県司法書士会、福岡県土地家屋調査士会
福岡県公証人会、福岡県人権擁護委員連合会

後援：福岡市、久留米市、北九州市

法定相続情報 証明制度

手数料は
無料!



あなたの相続手続を応援します!!

面倒な相続手続を

より速く!

より便利に!

未来につなぐ相続登記

不動産の
相続登記を
お忘れなく!

次の世代へのつとめです



法定相続情報

被相続人	法務太郎	法務一部
		相続人
	法務花子	登記 進

登記官 ○○○○ 印



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記を含む各種相続手続で戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります※。

また、手数料は無料で必要な枚数は何枚でも交付できます。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、 [福岡法務局](#) [検索](#) をご覧ください。

福岡法務局